様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　　　2025年4月8日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） かぶしきがいしゃみついすみともふぃなんしゃるぐるーぷ  一般事業主の氏名又は名称 株式会社三井住友フィナンシャルグループ  （ふりがな） なかしま　とおる  （法人の場合）代表者の氏名 中島　達  住所　〒100-0005  東京都千代田区丸の内一丁目1番2号  法人番号　2010001081053  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | １．ホームページ（2022年度決算　投資家説明会）  ２．ホームページ（2019年度決算　投資家説明会） | | 公表日 | １．2023年5月18日  ２．2020年5月19日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | １．投資家説明会(2023年)  <https://www.smfg.co.jp/investor/financial/latest_statement/2023_3/2023_fy_setumei.pdf>  ページ：27  ２．投資家説明会(2020年)  <https://www.smfg.co.jp/investor/financial/latest_statement/2020_3/2020_fy_setumei.pdf>  ページ：23 | | 記載内容抜粋 | １．投資家説明会(2023年)  中期経営計画において、ビジョンとして以下を策定し、公表。金融サービスを基礎にしつつも、その枠にとらわれることなく、DX推進を通じて、お客さまにソリューションを提供していく姿勢を明確に表現。  「最高の信頼を通じて、お客さま・社会とともに発展するグローバルソリューションプロバイダー」  ２．投資家説明会(2020年)  上記ビジョンを実現するために、DX推進に向けた3つの方向性として以下を示し、公表。なお、当該方向性は前中期経営計画から不変。  「①情報産業化、②プラットフォーマー、③ソリューションプロバイダー」 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | １．２．について  取締役会決議に基づき、中期経営計画として、ビジョンとそれを実現するための方向性を策定したもの。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. ホームページ（2022年度決算　投資家説明会） 2. ホームページ（SMBC GROUP REPORT 2023 統合報告書　ディスクロージャー誌　本編） 3. ホームページ（組織図） | | 公表日 | １．2023年5月18日  ２．2023年7月  ３．2025年4月1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | １．投資家説明会(2023年)  <https://www.smfg.co.jp/investor/financial/latest_statement/2023_3/2023_fy_setumei.pdf>  ページ：32  ２．ホームページ（SMBC GROUP REPORT 2023 統合報告書　ディスクロージャー誌　本編）  <https://www.smfg.co.jp/investor/financial/disclosure/fy2022_f01_pdf/fy2022_f01_00.pdf>  ページ：47,50  ３．ホームページ（組織図）  「ホーム」→「企業情報」→「組織図」  <https://www.smfg.co.jp/company/info/organization.html> | | 記載内容抜粋 | １．投資家説明会(2023年)  (1)で示したビジョン、方向性を実現するため、重点領域として、以下リテールビジネス及びホールセールビジネスのビジネスモデル改革を掲げ、公表。  ・リテールビジネス  「デジタルを軸にしたリテールビジネス構築」  ・ホールセールビジネス  「デジタルも活用した法人ビジネス高度化」  ２．ホームページ（SMBC GROUP REPORT 2023 統合報告書　ディスクロージャー誌　本編）  上記ビジネスモデル改革について、具体的な戦略として以下を示し、公表。デジタルチャネルの構築やデータの活用を通じて、顧客基盤・サービスの拡充と効率化を目指す。  ・リテールビジネス  「キャッシュレス化・デジタル化が浸透する中、「店舗での取引」ではなく、「モバイルアプリ上の取引」を前提にした新しいビジネスモデルを展開していきます。銀行口座、カード決済、ファイナンス、証券、保険等の機能をデジタル上でシームレスに展開する「Olive」を通じて、全国の個人のお客さまに新しい総合金融サービスを提供します。  日常の手続はお客さまのご都合の良い時にデジタルで受け付ける一方、デジタルチャネルの補完として、足を運びやすい商業施設にて少人数で運営する「ストア」を展開します。富裕層のお客さまには、銀行・証券・信託のコンサルタントが集約された「グループ一体チャネル」でアプローチし、デジタルとリアルのハイブリッドモデルを追求していきます。」  ・ホールセールビジネス  「より付加価値の高いソリューションの提供と高度なリスクテイク機能のさらなる強化に向けて、新たな営業体制の構築を目指します。成長領域へのメリハリあるリソースシフトを通じ、「強いフロント」と「専門性の高いソリューション部隊」の両輪を強化していきます。デジタルチャネルの構築やデータ利活用・AI活用により、デジタルで完結可能なビジネス領域の拡大でリソースを捻出します。そのリソースを大企業取引におけるグローバルな経営課題に対するセクター対応力の強化や、中堅企業取引における専門性の高いソリューションの提供・ビジネス特性に応じた提案力の強化に活用し、お客さまへの対応力をより一層強化していきます。」 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | １．２．３．について  取締役会決議に基づき、戦略、体制を策定したもの。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | １．ホームページ（組織図）  「ホーム」→「企業情報」→「組織図」  ２．ホームページ（SMBC GROUP REPORT 2023 統合報告書　ディスクロージャー誌　本編）  ページ：93 | | 記載内容抜粋 | １．ホームページ（組織図）  デジタル戦略を担う組織として、「デジタルソリューション本部」を設置。本部内に、DX戦略の立案・推進を担う「デジタル戦略部」を設置。また、リテール事業部門及びホールセール事業部門において、事業共創・ソリューション企画を担う「リテールIT戦略部」及び「ホールセール企画部　法人デジタル企画室」を設置。  ２．ホームページ（SMBC GROUP REPORT 2023 統合報告書　ディスクロージャー誌　本編）  DX戦略を担う人材の育成・確保について、人材投入計画(3年間)を示し、公表。  以下、抜粋。  「「国内ビジネスモデル改革」を推進するための「DX」「アナリティクス」に精通した人材や海外事業展開を支える「グローバル」等のスキル・ノウハウを持ち合わせた人材確保に向け、国内では、具体的な人材要件をビジネスごとに特定し、キャリア採用や社内シフトにより3年間で計1,400名の投入を計画しています。」  「(内、)DX、アナリティクス　+300名」 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | １．ホームページ（SMBC GROUP REPORT 2023 統合報告書　ディスクロージャー誌　本編）  ページ：135 | | 記載内容抜粋 | ITシステム環境の整備に向けて、IT投資戦略を策定し、公表。  以下、抜粋。  「人からシステムへの継続的なシフトと、それを支える開発体制の拡充およびシステムアーキテクチャの整備・統制をもって、社会的価値と経済的価値の双方を追求します。社会インフラを担うメガ金融グループとして安定性と柔軟性を両立し、デジタルを活用してビジネスを牽引します。」  「新中期経営計画のIT投資総額は前中期経営計画比1,150億円増の6,500億円として、デジタル化推進・内部統制強化やレジリエンス強化を含む経営基盤強化・事業戦略の実現といった戦略的な投資へ重点的に資源配分していきます。」 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | １．ホームページ（SMBCグループ IR Day）  ２．ホームページ（SMBCグループの経営戦略） | | 公表日 | １．2023年8月25日  ２．2024年2月14日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | １．ホームページ（SMBCグループ IR Day）  <https://www.smfg.co.jp/investor/financial/small/pdf/20230825irday_pre01.pdf>  ページ：4,9  ２．ホームページ（SMBCグループの経営戦略）  <https://www.smfg.co.jp/investor/kojin/pdf/material_202402.pdf>  ページ：42 | | 記載内容抜粋 | DX戦略の達成度を測る指標について、以下を公表。  １．ホームページ（SMBCグループ IR Day）  「Oliveアカウント開設数 27年度末累計(23年3月リリース後5年間累計)1,200万口座」  「ストア拠点数 23-25年度250拠点」  ２．ホームページ（SMBCグループの経営戦略）  「国内のビジネスモデル改革によるコスト削減 23-25年度600億円」 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | １．2023年7月 | | 発信方法 | １．ホームページ（SMBC GROUP REPORT 2023 統合報告書　ディスクロージャー誌　本編）  <https://www.smfg.co.jp/investor/financial/disclosure/fy2022_f01_pdf/fy2022_f01_00.pdf>  ページ：13 | | 発信内容 | 統合報告書のMESSAGE FROM GROUP CEOにおいてDXを通じたビジネスモデルについて発信。  以下、抜粋。  「従来の延長線上にない高い目標の実現に向けて、これまで掲げてきた「Transformation & Growth」を一段と進化させ、3つの観点を重視して重点戦略領域に取り組んでいきます。第1に、国内のマスリテールと中小企業向けホールセールビジネスにおいては、徹底したデジタル化や決済ビジネスの強化等を通じて、より効果的に顧客基盤を拡充しつつ、安定的かつ効率的なビジネスモデルを再構築します。」 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | １．2001年9月　～　継続実施中  原則半期ごとに実施 | | 実施内容 | 執行役社長が指名する経営会議役員で構成され、半期ごとに開催する経営会議において、システムリスクやサイバーセキュリティに関する環境変化や課題認識を報告し、執行役社長をはじめとする各経営会議役員が課題の把握および方針の決定を実施している。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | １．2008年11月　～　継続実施中  ２．2017年9月　～　継続実施中 | | 実施内容 | サイバーセキュリティ対策として、以下の取組を実施。  １．システムリスク評価・対策  サイバーセキュリティリスクを含めたシステムリスクを管理する規則として、システムリスク管理規則を制定しており、この規則の中で定めるセキュリティ基準に従い、グループ内の各システムについて年次でのシステムリスク評価を実施し、基準に満たない項目をリスクとして認識し、基準達成に向けた対策を計画し、実行している。対策の実施状況の確認のため、定期的に内部監査を実施している。  ２．第三者評価  上記に加え、サイバーセキュリティに関するグローバル標準である、FFIEC（米国連邦金融機関検査協議会）策定のCybersecurity Assessment Toolに基づき、外部の監査法人による第三者評価を実施している。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。